

接骨院・整骨院の看板に「健康保険取扱」と表示されていても、

健康保険が使えるのは限られています！



接骨院・整骨院（柔道整復師）にかかる場合、健康保険から療養費として、費用の一部が支払われます。

ただし、健康保険が使える場合と使えない場合があるのはご存知でしょうか？健康保険が使えるのは外傷性が明らかな場合に限られます。すべての施術が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

健康保険が使える場合

- **骨折、脱臼**（応急手当を除き医師の同意が必要）
- **外傷性が明らかな打撲、捻挫、挫傷**

※外傷性とは、関節などの可動域を越えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていない状態であること。

健康保険が使えない場合



- 日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- マッサージ代わりの施術
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病気（神経痛、リュウマチ、ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- 加齢による体の不具合（ケガによるものでない）
- 同時期に整形外科などで治療を受けている負傷箇所
- 労災保険の対象となる仕事中、通勤途中のケガ

健康保険が使えない場合に該当する施術を、健康保険を使って受けているのではないかと疑われるケースが見受けられます。当健保組合では、被保険者への聞き取りを行う等、受診状況の確認を実施します。調査の結果、健康保険が使えない場合に該当する施術を受けていた方には、払戻しの請求（自費扱い）をさせていただくこととなりますので、ご注意ください。